

2007年12月4日

## 意見書

法務大臣 鳩山邦夫 殿

徳島刑務所視察委員会

委員長 松原健士郎

委員 ● ● ● ●

委員 ● ● ● ●

委員 ● ● ● ●

(3名押印省略)

徳島刑務所視察委員会は以下の通り会議の内容を報告すると共に意見を述べる。

### 第1 開催日と会議の内容

#### (1) 平成19年6月25日

委員長の選任（松原を委員長に選任）と徳島刑務所（以下単に刑務所という）の所内視察を行った。

6名の受刑者に面接し、意見・提案書128通を委員4名で分担し、内容を整理することにした。なお、この中、医療に対する苦情の申出は96通であった。

更に、職員5名（男性4名、女性1名）との懇談会を行った。

#### (2) 平成19年9月25日

視察委員会が送達した平成19年9月10日付「御連絡」と題する文書の回答を得た。

所内視察を行った。

4名の受刑者に面接し、意見・提案書70通を委員4名で分担し、内容を整理することにした。なお、この中、医療に対する苦情の申出は7通であった。

#### (3) 平成19年11月6日

刑務所より週刊誌の報道について説明したいとの連絡があり、視察委員

3名が刑務所に赴いた。

上記説明の内容は、医師の診察は適正に行われていること、今後も誤解が生じないように診察をするとの従来通りの説明が行われたが、それに加えて、医師が受刑者に対し直腸指診を行うときは書面による同意をとってから行うことにした等とのことであった。

## 第2 視察委員会の意見

1 (1) まず始めに、今般の一連の報道（医師が不当な医療上の措置を行ったとする受刑者の苦情があることや、刑務官が受刑者から暴行を受けた等の報道）に鑑み、視察委員会の役割を再考するとともに、今回の事態に対する視察委員会の意見を述べる。

(2) 2005年5月25日、「刑事施設及び受刑者の処遇に関する法律」が成立した際、当時の法務省矯正局総務課長林眞琴氏は『行刑改革会議提言』は、職員の職務の適正を図るためには、行刑運営の実情を市民の目に触れさせ、職員にも市民の目を意識させることが重要であるとして、その設置目的の第一に行刑運営の透明性確保を挙げるとともに、これに加え、適正な行刑施設の運営を援助し、行刑施設と地域社会との連携を深めることも目的であるとした。新法の刑事施設視察委員会もこうした『行刑改革会議提言』の趣旨に沿って設置されたものであり、行刑運営の改善向上に向けてその役割が大いに期待される場所である。」と述べられ（自由と正義2005年8月号、32頁）、また刑事施設視察委員会活動の手引には「委員会から述べられた意見は、刑事施設の運営を直接的に拘束するものではありませんが、刑事施設の長はこれを尊重し施設運営に反映させるように努め」なければならないと記載されている。

ところで、視察委員会は、本年4月26日付の年次報告書に於て「医療問題—徳島刑務所においては誠に深刻な問題である。世上、医療についてはインフォームドコンセントや自己決定権が常識となっている現在、余りかけ離れた医療が行われている。(刑務所内の)医師が行う医療について、監視カメラを設置して欲しいとか、医療拒否をするという収容者までいる。

同医師が行う医療行為に対する不満の数の多さからみて、早期の対応が望まれる。」と記載した。そのゆえんは、面接結果では半数以上（16名中10名の者）、意見・提案書（125通）の分析では約40%（54通）が医療に対する不満を申出したからである。

また、前記報告書では「人格の尊重—収容者も刑務官による人間味に満ちた対応を望んでいる。食事について、副食について、運動について、身につけるもの（メガネ等）について、日常使用するもの（爪切り等）について、呼称について、人格を尊重した対応をするべきである。いずれ社会に貢献する予備軍としての人間であるとの立場で収容者を見て欲しい。その為の刑務官の教育にも力を入れて欲しい。」とも記載した。

そして、刑務所では前者に対しては「当所においても、診療行為を行う際には、必ず受診者に説明をするなど、インフォームドコンセントには配慮しているが、今後とも、誤解を生じさせないように引き続き適切な医療行為に努めたい。」と、また後者に対しては「被収容者個々に対して人格を尊重し、矯正処遇の充実を図っているところである。営造物等の物的な面については、予算的な問題もあり、すべてが実現しているわけではない（例えば、爪切りの個人貸与など）ので、今後の検討課題である。また、食事に関するアンケートを実施して意見等を徴収し、その結果を考慮して、献立を作成している。」と回答した。

その後、本年9月10日には医療問題に対し、受刑者と面接した結果や意見・提案書の内容を踏まえ、末尾に掲示した具体例を示しつつ、医療に対する苦情が約80%に及ぶところから（128通中96通）、担当医師に対し、新法の趣旨（第33条）を理解させる教育を行い、趣旨を徹底せられたいとの要望も行った。

しかし、この点に対する刑務所の回答は、またしても前と同様な「例示された事案を特定できず詳細は不明であるものの、一部の被収容者から同種の苦情の申出等があり調査したところ、同医師による不適切な医療行為は認められなかった。しかしながら、御指摘のあったことについては、今

後とも誤解を生じないような適正な医療に努めさせたい。」という内容であった。

以上のような回答を得て、視察委員会では、視察委員の者がいみじくも述べているように、「医務に関する改善等の要望がこれだけあるということは、視察委員会としてもこのまま放置しておくわけにはいかないと考えます。何の改善もなければ視察委員会の存在意義が問われると思います。」との念を抱いた次第である。

医療に関する受刑者の、前に述べた苦情は次の通りである。

- ① 当該担当医師（以下単に医師という）は、頭が痛いと言っても、腰が痛いと言っても尻の穴に指を入れる。プロレス技を仕掛ける。
- ② 医師から薬を止められたので、どうしてですかと問うと、予算が足りないからと言った後、帰れと言われた。
- ③ 医師の行為は、医療行為とは言えない。意味もなく裸になるように命令し、お尻を無理に調べる。
- ④ 医師は病状に苦しんでいる旨訴えかけると、愚弄し、からかい、挑発するような態度をとる。

特に無期刑の者は、医師に対する恐怖から、苦しくとも我慢し、医務課に行かない者がいる。

- ⑤ 医師は、腰痛や内臓の調子が悪いと言っても肛門に指を入れる。自分も痔だが、怖くて診て貰えない。早くまともな人に変えてほしい。
- ⑥ 医師は、医療行為を逸脱し、いじめ、虐待、暴行をしている。病気で苦しんでいる人達は、医師一人によってその苦しみを和らげるどころか、何倍もの苦痛を与えられ、なすすべもなく悲嘆に暮れている。診察に行くのを我慢している。診察室に録画カメラ、録音テープを置いてほしい。
- ⑦ 本年2月16日、腰の激痛に襲われ、車椅子で病舎まで運んでもらった。まず体重計に乗せようとし、その際、右手首をねじあげた。ベッドに横にすると、上半身を拘束した。右足を持ち上げた。両腿の内側を何回もつねった。頭部を殴打した。非常ベルが押され、職員が来、保護房

に収容された。ビデオカメラを設置し、診察を監視してほしい。

- (3) さて、視察委員会は事実を認定することだけを目的とする組織ではないのは勿論であるが、刑務所も委員会の申出に対し、事実を認定できなかったからと言って委員会の意見を無視できるものではない。先に述べた文献が言うように「行刑運営の透明性確保」や「刑事施設の長が委員会の意見を尊重し、施設運営に反映させるように努める任務」は、刑務所が事実を認定してはじめて発生するものではない。

そうであるならば、刑務所が先の年次報告書で指摘した通りの医療に関する苦情（面接総数のうちの50%以上、文書総数のうちの40%）を認識したならば、これに対する苦情を減少することに努める義務があると考え（一般の医療機関であれば、患者からこれだけの苦情があれば、到底立ち行かない筈である。刑務所でも一般の病院・診療所に求められている水準の医療を講じなければならぬとされている。新法第33条）。

然るに、先に述べた通り年次報告書を送達して以降、医療に関する苦情は減少するどころか益々増大しているにも拘らず、これを指摘した委員会に対し、年次報告書の際とほぼ同様の「誤解を生じさせないよう適正な医療に努める」と回答するのは、委員会や新法を無視した態度であると言わざるを得ない。

今後は、徳島刑務所が事実を認定したか否かに拘わらず、視察委員会の意見に対してはより適切な措置を迅速にとることを強く要請する。

## 2 過剰収容について

この点については既に先の年次報告書で指摘した通りであるが、一向に改善が見られない。本年9月25日に視察した時点では、定員976名に対して1115名の者が収容されているということであった。

仮に定員内に納められても、約20㎡の房の中に8乃至10名の者が収容され、共用スペースを除くと1人1畳にも満たない空間で雑居させられているという刑務所の現実、GNP世界第2位を誇る豊かな日本の現実とは遠くかけ離れた姿である。

以上のような雑居処遇の現実からは、受刑者自らが過去の人生を反省し、社会復帰に向けての意欲を持たせる処遇など行うことができず、受刑者は、ストレスから精神的、身体的な障害が発症し、延いては刑務所職員に対する反発が発生することも考え得るのであって、視察委員はこの問題は徳島刑務所のみによって解決できるものではないことを理解するが、ここで指摘せざるを得ない。

即ち、過剰収容を解消すると共に、現在よりも少人数の者の雑居となる処遇に改善するよう要請する。

### 3 過酷な労働実態について

5名の刑務官から刑務所での労働の実態について話を聞いた。それによると、工場での監視の任務につく者は、受刑者50名前後に対し1名で作業を見守るということであり、また毎日残業があり、月に1、2回は休日出勤があるということであった。有給休暇については、今年に入って1時間しかとれていない者がおり、自分が休めば他の人の負担になることが分かっているので、なかなか有給休暇をとることはできないとの意見も述べられた。

また、仕事は緊張の連続で精神的にきついとの苦悩も述べられた。

そして、希望としては職員を増やしてほしい、現在の200名の職員を5割増にして貰えば、仕事も余裕ができ休暇もとれるとの話であった。

以上の刑務官との懇談を通じて感じたことは、刑務官は過酷な勤務実態の中におかれ、刑務官の一人が言った、この仕事を選んだ熱意（受刑者を改善させたいとの意欲）が殺がれてしまわないかを視察委員は憂うるものである。

以上のような勤務実態では、刑務官が精神的、身体的に疲弊してしまい、「受刑者の矯正及び社会復帰を基本的な目的とする処遇」（国際人権規約）に意を払いながら職務に邁進することなど極めて困難であり、最低限の職務を消化して一日を終るといような勤務態度に陥らざるを得ない。

先に述べたように、受刑者がストレスを抱え刑務官もストレスを抱えている状況下では、理想的な行刑は不可能である。刑務官の為にも受刑者の為にも、是非とも刑務官を増員されるよう要請する。

以上